

## 告示

### 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年九月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年九月二十二日

埼玉県飯能県土整備事務所長 遠井文大

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百七号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
鶴ヶ島市大字高倉字新右エ門前一 一五八番五地先から同市大字高倉 字鼠橋一〇二六番地先まで	鶴ヶ島市大字高倉字新右エ門前一 一五八番五地先から同市大字高倉 字新右エ門前一二五八番一地先まで	区 間
一六・〇〇〃 七〇・一八	九・〇〇〃 三七・一九	敷地の幅員 (メートル)
三〇六・九六		延長 (メートル)
令和四年六月十七日付け埼玉県飯能県土整 備事務所長告示第六号で告示した道路予定 区域の一部変更である。		備 考